

子規全集

第十八卷
書簡

子規全集 第十八卷

書簡一

定價 參千六百圓

昭和五十二年一月十八日 第一刷發行

著者 正岡子規

編集代表 正岡忠三郎

發行者 野間省一

發行所 株式會社 講談社

東京都文京區音羽二―一二―二一

電話 東京(〇三)九四五―一二一(大代表)

郵便番號 一一二 振替 東京八一三九三〇

印刷所 株式會社 精興社

製本所 大製株式會社

本文用紙 三菱製紙株式會社

©正岡忠三郎 一九七七年

落丁本・亂丁本はお取りかえいたします

N. D. C. 910 688 p 20 cm

0395-417183-2253(0) (子規)

Printed in Japan

書簡

5 子規全集正誤・補註

¹⁸ 347 ¹⁸ 346 ¹⁸ 332 ¹⁸ 316 ¹⁸ 303	¹⁸ 276 ¹⁸ 276	¹⁸ 106 ¹⁸ 104 ¹⁸ 82	¹⁸ 60 ¹⁸ 59 ¹⁸ 42	¹⁸ 116 ¹⁸ 116 ¹⁸ 116 ¹⁸ 116 ¹⁸ 116 ¹⁸ 115 ¹⁸ 110 ¹⁸ 109 ¹⁸ 109
13 1 9 15 15	13 7	1 3 9	2 2 17	10 9 8 4 1 15 3 16 11
三補 三補 三補 三補 乘五郎宛	八十八番地	小富米 古莊嘉門	武内亥一 卅五番地 二十五番地	道徳外の 小説を せしの時の 逃れ給はぬ 内所に御覧 重復 殊に 夜も 困り入り候 はなさず候
八十八番地 正岡常規 文末に「とやかうと杉にはなれ ず春の風」と句を記して抹消。 消印「武蔵東京駒込廿五年三月 一日チ便、伊豫松山廿五年三月 四日ニ便」〔編注追加〕 25一434抹 花見には大き過たり相撲取 25一439抹 25一46 烏帽子着る世ともならばや花の春 25一450抹 乘五郎様	〔自筆によ り修正〕	小富米 野村彦四郎〔以下「幕府に反対した」と三二九頁 参照〕を削除 19・4・29	武内亥一 卅五番地 三十五番地〔61・63・65頁の子規住所も同様に 修正〕	道徳外の 是モ小説ヲ セシ時ノ 逃れぬ 内所に御覧 重復し殊に 夜までも 困り入候 はなさず申候 〔自筆により修正〕
〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕
〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕	〔自筆によ り修正〕

目次

明治十三年	(書稿 番號 1)		七
明治十五年	(2 ~ 11)		九
明治十六年	(12 ~ 21)		三
明治十七年	(22 ~ 34)		五
明治十八年	(35 ~ 37)		七
明治十九年	(38 ~ 43)		九
明治二十年	(44 ~ 46)		一五
明治二十一年	(47 ~ 51)		一八
明治二十二年	(52 ~ 59)		二三

明治二十三年	(60 ~ 110)		一二三
明治二十四年	(111 ~ 142)		一八三
明治二十五年	(143 ~ 235)		二三〇
明治二十六年	(236 ~ 276)		三九六
明治二十七年	(277 ~ 332)		四五五
明治二十八年	(333 ~ 421)		五二三
參考資料			六四七

解題	和田茂樹		六五七
解説	小島信夫		六七五

凡 例

『書簡一』には、現在、子規書簡のもっとも古いものとされている明治十三年の書簡から明治二十八年までのものを年次順に収録した。二十九年以後は『書簡二』に収録する。

編纂にあたっては、可能なかぎり自筆書簡を収録し、原則として表記も自筆通りとした。

自筆書簡のないものは、従来の書簡集に據り、表記はそのままとした。

雑誌・單行本所載の新出書簡も、その所載誌のままとした。

「ハ」内に収めたものは、編者の推定、確認、または従来發表されている書簡の記載に加筆して記したものである。

(一) 書簡のはじめに、年月日・宛名・宛先住所（その左に發信地）・封書と葉書の別・書簡番號（アラビア數字で通し番號を示す）を掲げた。

1 年月日 書簡本文に記載のものによった（封筒の

現存するもので、封筒日附が本文記載のものと異なる場合や、發信・着信の消印の日附など適宜編注に収めた）。本文、封筒いづれにも記載されていないものは郵便消印によった。

2 宛名 自筆のものはそのまま記載し、「平信」「親展」などの傍書は宛名の左側に示した。自筆書簡に據れなかったものは、本名または通稱を書き、「宛」とした。

3 宛先住所 自筆書簡は、略記の場合でも自筆通りとした。不明の場合には「ハ」で示し、空欄のままとした。

4 書簡形式 封書・葉書の區別以外に、封書の封筒の確認されないものは、自筆にかぎり〔封筒缺〕郵送以外の方法で届けられたものは〔封書・托便〕と記した。

なお、従来の書簡集には未収録で、今回、自筆および雑誌・單行本より新たに収録したものは、書簡形式表記の下に※印を附した。

5 發信地 宛先住所の左に併記した。自筆によるものは署名もそのまま記載し〔自筆〕とした。新し

く雑誌・單行本によったものは〔雑誌名または書名〕を掲げその發行年月日は編注で示した。

(二) 書簡本文 句讀點のない行文は判讀の便宜上、適宜一字あきとした。また、署名・宛名についても誤解のないよう適宜字間をとった。

冒頭二字下げの文章は追伸で、大體小書きしたものである。また、宛名の後の追伸・二白の文は、自筆書簡では、大體宛名よりも下って書き初めている。

(三) 書簡本文の略記

1 年賀狀などの印刷書簡で同文のものは、最初の發信日時のもののみ全文を掲げ、以後のものは〔本文略〕とした。ただし、子規書入れのある場合は、その語句を掲げた。

2 子規の他の著作（「筆まかせ」など）や、子規周邊の人々の著作（『子規言行錄』など）中に掲げられた子規書簡で、缺文の多いものは、書簡通し番號は附したが、本文は掲げずに、收録された本全集の卷數・書名とその頁數を掲げるにとどめた。

例 〔九月中・下旬〕藤野古白宛 〔封書〕〔筆まか

せ〕二三三頁

56

(四) 編注 書簡本文のあとに、本文に關連する主要な説明を附した。

例 「竹村鍛書簡明治15・8・1↓」（書簡5）は、この竹村書簡を受けて、書簡5が書かれるか關係のあることを意味し、↓印は先後關係を示す。

「↓高川信一書簡明治（15）・12・14」（書簡8）は、書簡8から高川書簡が書かれるか關係のあることを示し、これら關連書簡は、本全集別卷一『子規あての書簡』に收録。

本文の人名で*印を附したものについては、解題で一括して關係を表示した。

なお、書簡中の子規俳句の下に、本全集俳句卷との關連を示す編注をつけた。

例 〔25・146 雁首で〕は、明治25年の句で第一卷146頁所載、語句に異同があり、〔三補〕は、第三卷の補遺の項所載を示す。

(四) 年次不詳の書簡その他できるかぎり年月日を推定して、該當する個所に挿入したが、なお年月日不詳のもの、および、本卷刊行後に發見された書簡は、すべて第十九卷『書簡二』に收録することとした。

明治十三年

一月五日 安倍國手

〔伊豫國松山小唐人町三丁目十二番地〕〔封書〕
〔愛媛縣溫泉郡湊町四丁目一番地〕 正岡常規〔自筆〕

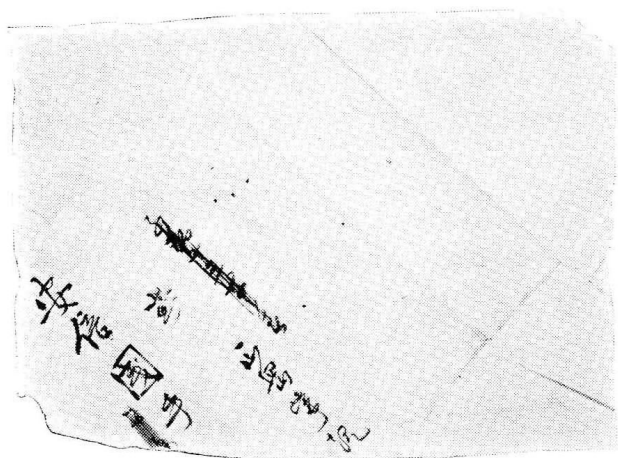
1

7 明治十三年

日月勿々年已ニ暮レ明治十三年ノ春ヲ迎ヘ余偶感スル所アリ 謹テ愚簡ヲ草シテ安倍國手ニ呈ス
熟^{つらつ}ラ客夏ヲ顧ミレバ某月某日病ニ罹ル乎實ニ困苦無疆^{むきやう}其病タル之ニ罹レバ生ル者ナク之ニ當レバ死
セサル者ナシ 且^{あした}ニ歩行スル者昏^{ゆふべ}ニ黄泉ノ客トナリタニ健壯ナル者朝ニ蓮臺ノ族トナル 然ルニ余
九死一生ヲ免レ唯獨^{ひとり}リ世ニ存スルヲ得ルハ實ニ國手ノ治術宜シキヲ得妙藥ノ法ニ適スルニヨルヘシ
其傳染スルモ之ヲ懼^{おそ}レス暑烈シキモ之ヲ避ケス國手ノ厚情之ヲ謝セント欲スレトモ辭ナク之ヲ報セ
ント欲スレトモ能ハス 余今十三年ノ元旦ニ逢フモ實ニ國手ノ賜ナリ 聊カ濁酒一樽ヲ呈シ謝辭ニ
易^かフルノミ 時嚴寒ニ逢フ國手請フ自愛セヨ

明治十三年一月五日

安倍國手 机下



常規 拜

〔安倍國手は安倍義任よしたとく醫師。安倍能成の父。十二年三月松山にコレラ流行しはじめ年末までに愛媛縣下の患者一四、四一四人、死者九〇三名。この夏、子規も疑似コレラ（實際は大腸カタルらしい）にかかった。この書簡は現存。子規數え年十四歳のときのもので、花をつけた梅の枝の模様入りの紙に、片假名を送り假名のように右寄りに小書きし、これを宛名と署名のみを記した斜の折疊紙（上欄寫眞參照）に封入しお禮の酒とともに持参したものであらう。明治22・12・15に市制が布かれる以前から松山という地名が定着しており、子規も含め地元の人々は町名の前に松山と附す例が多く、「伊豫（國）松山」が通稱、正式地名は「愛媛縣温泉郡」である。明治五年の舊戸籍と、明治十五年愛媛縣交附の地券には「伊豫國温泉郡湊町」とある。右の宛先と發信地は、通稱と正式名稱とを例示のため並記した。以下、從來の書簡集に「伊豫國松山市」と記載あるも明治22・12・15市制實施までは「市」を省略した〕

明治十五年

五月二十一日 竹村 鍛 宛

〔松山千船町七十一番地〕〔封書〕
〔松山湊町四丁目一番地〕

2

高木梅軒君之詩稿永々拜借仕甚タ恐入候 ○御病氣ハ如何ニ候哉 先日之御手紙ニテハ未タ勝れられぬ様ニ見え候ひしが最早今日ニ於テハ御全快ト奉察候 ○御作拜見奉驚入候 御熟練之段詩面に現ハレ候 ○小生も今日之處でハ再ビ學校に出參すべき様に相成不面目千萬に御坐候 ○小生先日散步^{かたがた} 東屋之舊御茶屋へ遊ひ候が未タ詩料ニ乏シキ故ニ甚タ困入候 御茶屋トハ漢語ニテハ何ト云フヤ 只別莊ニテハ主意通せざるや 願クハ御指教を乞ふ 不具

五月廿一日

高木子之詩ハ森君ニモ相貸シ申候^{*}

竹村鍛君

正岡常規 拜

榻下

〔竹村鍛は河東靜溪の三男。母方の竹村家を繼ぐ。五友の一人、本全集第十卷『初期隨筆』（以下、「筆まかせ」と略稱）によると子規の敬友。從來「年次不詳」の書簡。森知之書簡明治15・5・19と、書簡3により明治15年書簡と推定。

*1 東屋は東野の誤り。舊御茶屋は藩主久松家の別荘で別稱竹のお茶屋、松山の東、桑原村東野（東野）にあり〕

六月四日 竹村鍛宛

〔松山千船町七十一番地〕〔封書〕

〔松山湊町四丁目一番地〕

3

前略御免先日東野之事御教諭奉願候 緒さて近頃八大家文夜會も出席員少なきに付相罷其ニ付ては小生も一寸參上御尊父様にも拜謁仕御詫可仕思ひ候へ共平日は御教授御多忙と察候間日曜之朝參上可致との心底ニ有之候處此日に限り折柄小生も用事有之未タ御面謁不仕羞入申候 先頃ハ校用多忙ニ付爲に出會難致段御領承被下度且御尊父様にも宜敷御傳言被下度偏ひとへに奉希ねがひ候 又先日之小生の詩稿*1及同親會之詩稿ハ未ダ添削不相成候哉 是亦少々都合有之候間至急相伺度尤も添削相成居申候へは貴君御閱覽次第御廻送被下度候 已上

六月四日

近頃ハ詩文とも御熟練と奉察候 小生も少々有之候へ共今日ハ多忙ニ付他日へ相讓申候

正岡常規

竹村松窓 詞兄

親展

〔從來「年次不詳」の書簡。河東靜溪の塾での唐宋八家文受講者減少の記事と、書簡8により、明治15年書簡と推定。
 *1 同親會の詩稿とは正式には同親會溫知社吟稿のことで、明治13・10・18から15・6・30の間の子規詩稿が現存〕

七月三十一日 三 並 良 宛

東京〔日本橋區濱町二丁目十七番地久松邸氣付カ〕〔封書〕
 伊豫松山湊町四丁目一番地

4

當月十五日は意外の變應を辱ふし千謝萬謝 偕當日に於て余一時少しく別れを惜むの念を發せしことあり 又翌日車を飛ばして三津に至るの途中君を思ふ念起れり 然れども其他海樓等に於けるも敢て此念を發せしことは有らず 實に海上の風光を見て胸中甚だ豁くわつにして鬱悶の自然に散ずるを覺ゆ 然り而して余の未だ君の汽船に投ずるを見ざるこそ悲しけれ

君の書狀は廿七日夜河東八大家會に於て拜讀し直ちに他人に廻せしに付委細を誦せずと雖ども三津港は十六日午後十二時頃とか又は十七日午前一二時頃とかに出帆されし由是は已に前に彼大森の兄とかの報知に依て知れり 又廿日（カシラン）に着京されし由海上安全（荷物ではないが）賀すべし賀すべし

又當地御存じ一の園柳一名東西亭南北は一昨即廿九日より大海道遠山屋敷に於て軍談興行なし一は

明治九年頃の新聞京都娼妓小作コサク(原) (其容貌美にして今猶處々に其寫眞あるよし) と葉平與助ハヅ(原) (美男子故業平なる名を付せしなり然れども本穢多) の談話にして後席は中山大納言の話なり 前席は可なりのことにて面白くとも面白くないとも云はれんが後席中山は随分面白き由なれば余も本より軍談の蟲にして且つ珍らしき及大好なる園柳にして且面白き下題ゲダイ(原) ならば大に飛び躍り日暮を待ちかねて演説あるも之を忘却して速に遠山さして出掛けたり 然る處長町字近江屋前に於て君の貴嫂に逢ひ余感じたる所あり 余の以前軍談に赴くや必ず君と共にせざることなし 然るに今獨歩するは慘憺に堪へず實に新婦の新郎に分れたる心地せり噫

余の此感を發するや直に之を貴嫂に告ぐ 貴嫂曰く然り良君も亦東京に於て軍談に行かれしなるべしと 余大に笑て去る 然れども余熟うづら想ふに君未だ軍談に行くこと恐らくは之あらじ 只羨やむらくは諸名家の政談演説會ありて之を聴くことを

諸新聞の報告する所に由れば東都は随分虎氏キコの横行して人命を一朝に奪攘する者多しと 因て思ふに君必ず石炭酸氏を四方に分布して虎氏の侵入を防がしむべしと雖ども亦食物に注意するは一大要事と思考す 本君の主意たる醫業を學ぶにあり 故に是等の言を書して君に告ぐるは所謂釋迦に說法孔子に語道の譬に漏れず 然れども是亦余が一片の老婆心なり君之を諒取せよ

七月二十五日發の玉箋同月三十一日に相達し謹んで披讀するに久保田樓待舟の詩あり曰く(之を書するは相見合すに都合善ければなり) 終夜海樓待返舟 頻飛目處水同天 三更人定無聲刻 潮勢如雷意凜然とあり 余妄に之を改む 曰く終夜高樓偏待船 倚窓望海水連天 三更人定四隣寂 潮勢

如雷意凜然となせり

余以爲らく返舟の熟字恐らくは不當か 此時（狀を抜きしとき）武市氏偶余が家に來れり 曰く君の言の如しと 又君の如くせば樓字孤平となる故に余偏待船となせり 海を高となせしは承句に海の字を用ゆればなり 初め余承句を讀む能はず武氏も亦然り 而して此書を艸するに當て初めて之を解せり 初め武氏と見しときは目字を認めて月となすなり 故に解せざりしなり而して飛目の字のあるや有れば即ち君の舊作にて可なり 若し無しとせば余の作の如くすれば可ならん 今君の意を推すに起句に於て待舟と云ふことを云ひし故承句を以て之を承け頻りに海を望むも水天髣髴として四方曠茫只一の舟も來らざるを形容せしならん 余の意も亦然りと雖ども頻りの字なければ甚だ具合惡し 然れば頻望海處となせば頻を用ゆるを得ると雖ども水連天と相續かず故に暫時此語を用う 猶好熟字あれば教へ玉へ 余淺學無聲刻の字を知らず或は思ふ十二時の異名ならんかと然れば三更と重複す 又思ふ徒に人靜なるを形容せしか余其何の事たるを解せず 故に暫時此熟字（四隣寂）を用う君咎むる勿れ 而して轉結に至ては其意其句甚妙なり武市氏も亦之を稱す 余評曰一誦亦凜然と 又楠公の墓に詣ずるの詩あり 追慕高名渡湊橋 老松多處在墳標 悽悲無限腸如斷 流涕讀難八字表と 余此に於て疑ふらく表の字仄字に非ざるかと 直に玉篇に問ふ 答て曰篠（去聲）韵なりと 余因て其詩の可にして其韻の違ふを惜み亦妄改して曰く追慕高名（日暮、曳杖、得々）來 老松多處有宮祠 悽悲無限腸如斷 流涕難看八字碑と 余成るべく君の意及語を取んとて漸く尋ねて追慕高名渡^レ湊^テ來^ルとせり 然れども余思ふに楠公社前湊川に如何んぞ^レ杓^{ヤク}あらんや 杓

は獨木橋の義なり故に前の如くなせり 君此三語中に於て其一を取れ 君の詩に讀難とありしは必ず平仄の違ふを以て止を得ず此語を用ひしならん 余も亦好熟字を得ず武氏に問ふ 武氏も亦之を知らず故に止むを得ず此字を用うれども甚だ不穩當なり 武氏曰く此詩を讀んで其景を思ふに湊川に橋あり之を渡りて楠公の社に至れば老樹の多く蕃植せしならん其景見るが如し 亦轉結甚佳なり 余之を譯して評となして曰く一誦凜然又曰く風景宛然使人神往と 余亦評曰前評先獲我意と 武氏又云へることあり曰く余此詩を讀んで實に楠公の社に詣せんと思ふ心切なりと 余亦大に此感を發せり ○余一の漏せしことあり故に今之を補ふ 初め武市氏曰前首の轉句を改めて三更人定孤燈暗となせば自ら寂寥の意を現はさんと 是曲折に敘し得て妙余の句に勝るに似たり 君何れを取るや ○君書中に於て河東先生に添削を乞ふとあり 然れども此頃同親會たるや一たび順番を忘れてより忽ちに衰微し滅亡同様の次第なれば之を浦屋先生に呈して添削を乞ふは如何

余又數多の君を羨むことあり 是芳原柳橋を遊觀するなり 諸新聞社の如き大家屋の建築及大道を往來する行人の繁榮を見るなり(世云人の東京に行く者其繁榮の意外に出づるに驚くと 君果して如何) 又皇城の彩雲を帶び紫霞に掩はれ眞に天德深淵測り難きを望むと 又扶桑中の英士才人の共に輻湊する所に在て才の長短を爭ひ學の深淺を競ふと 又夏は涼を日本橋頭に納れ秋は舟を二州に放ちて金龍山畔の明月を望み冬は雪を淺草の觀音に賞し春は澤堤を徜徉して櫻花を望み酒を傾け句を敲くとなり 故に君若し幸便あらは諸方の好景を書して余に賜り余をして坐三松山一して東京を見せしめよ